

三浦市移動支援事業に関するガイドライン

令和8年4月作成

担当 三浦市福祉課障害福祉グループ

TEL 046-882-1111 (内線 361、362、305)

E-Mail hoken0101@city.miura.kanagawa.jp

1 ガイドラインについて

このガイドラインは、移動支援事業を利用される方に対し、移動支援事業の対象者や外出対象範囲等をわかりやすくお伝えするために作成したものです。

この内容について詳細がお知りになりたい場合には、福祉課障害福祉グループまでお問い合わせください。

2 移動支援事業の概要

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活に必要な不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援（1日の範囲内で完了するものに限る。）を行うことを目的とした事業です。

3 移動支援事業の対象者

移動支援事業の対象となる方は、本市に住所を有する方又は本市以外に住所を有する方であって、本市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方で、次の条件を満たす方です。

なお、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の対象者は同給付を優先します。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級若しくは2級の視覚障害者又は肢体不自由者等
- (2) 療育手帳の交付を受けている障害者等
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等又は自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の交付を受けている方
- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する難病患者等であって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した方
- (5) その他市長が特に認めた方

4 支給決定方針

(1) 基本的方針について

- ・支給決定量については、本人の利用希望に基づき、外出先や目的などから必要な時間を算出し、決定します。
- ・時間の算定にあたっては、交通機関の乗降の介護等のみを行うのではなく、目的地での介護等を含めて全体を評価し必要量を算定します。
- ・原則として自宅～目的地～自宅（断続的に算定することも可）の移動に必要な量を算定しますが、本人の状態や利用目的を勘案し、通所先からの利用や短期入所先からの利用についても認める場合もあります。
- ・移動支援サービスを受けているときは、常時介護等が受けられる状態とし、ヘルパー自身が自動車を運転して移動するときの運転中の時間は、常時介護等が受けられる状態でないため、必要量を算定する時間には含みません。

(2) 身体介護を行う場合の判断基準

移動支援において、「移動支援（身体介護あり）」の支給決定を行う場合に当たっては、申請の際に添付する調査票の内容を勘案して決定します。具体的には、調査票の「①食事」「②排せつ」「③入浴」「④移動」のうち、1つ以上一部介助又は全介助に該当する場合、「身体介護あり」の支給決定を行うことが可能となります。

(3) 2人介護について

移動支援は、原則利用者とヘルパーの1対1で行うものですが、以下のいずれかに該当し、1人のヘルパーで支援することが困難である場合は、2人のヘルパーによる支援を行うことができます。

なお、利用にあたっては、事前の申請手続き及び受給者証へ「2人介護可」の記載が必要となります。

ア 利用者の身体的理由により、ヘルパー1人による介護が困難である場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他、障害の状況等から判断して上記に準ずると認められる場合

(4) 支給量の上限について

原則としてひと月に35時間を上限とします。ただし、特別な事情がある場合は、上限を超えて決定する場合があります。

なお、2人介護が認められる場合には、2人介護に必要な時間を勘案し、上限の2倍までの範囲内で支給決定を行います。

5 外出の対象範囲

移動支援事業の対象となる外出は、介護者がいない場合の、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出とします。

詳細については、福祉課障害福祉グループまでお問い合わせください。

(1) 対象となる外出の範囲

ア 社会生活上必要不可欠な外出の例

- (ア) 日常生活上必要な買い物（居宅介護の家事援助に該当しないもの）
- (イ) 公的機関（官公庁、金融機関等）への外出
- (ウ) 冠婚葬祭（結婚式、葬儀等）への外出
- (エ) 学校行事（入学式、卒業式、保護者懇談会等）参加のための外出
- (オ) 健康上必要な散歩
- (カ) その他、前各号に準ずる外出

イ 余暇活動等の社会参加のための外出の例

- (ア) 文化施設（映画館、博物館、美術館等）等への外出
- (イ) 体育施設等への外出

※プール施設等内での介助について、習い事の場合は、施設側での介助を優先とする。

- (ウ) 各種行事・研修会への外出
- (エ) 初詣・墓参り等の社会的慣習
- (オ) 日帰り旅行

※利用者1名に対し、ヘルパー1名を基本とし、ヘルパー1名で多数の利用者の介助を行うことは認めない。

- (カ) 通学・通所のための一時的な利用（単独での通学・通所が可能となるよう訓練を行う等）
- (キ) その他、前各号に準ずる外出

ウ 介護者の事情等を考慮して特に必要と認められる場合において対象となる外出

(ア) 通園、通学、通所時の移動で次に該当する場合

- ・介護者が病気、障害、高齢、就労、出産等の理由で送迎ができず、他に介護者がいない場合
- ・介護者が兄弟児の送迎、学校行事等への参加等の理由で送迎ができず、他に介護者がいない場合
- ・対象障害児を含め、2人以上の児童を養育しており、保護者の状態や養育している児童の成長段階を勘案して、特に必要と認められる場合

(イ) グループホーム、施設等に入所しているが、個別対応が必要等の理由で職員による対応が困難な場合

(ウ) 児童虐待防止の観点から関係機関との協議に基づき、支給決定することが必要と認められる場合

(エ) その他市長が特に必要と認めた場合

(2) 対象とならない外出の範囲

ア 通勤、営業活動に係る外出

イ 通年かつ長期にわたる外出（(1) ウに該当する場合を除く。）

ウ 社会通念上適当でない外出

エ 恒常的、定期的な通院に係る外出（居宅介護の通院等介助で対応）

オ 1日の範囲で用務が終了しない（日をまたぐ）外出

6 利用までの流れ

(1) 相談・申請

ア すでに障害福祉サービスを利用しており、相談支援事業所が計画相談を行っている場合

(ア) 相談

担当の相談支援専門員に移動支援事業の利用希望について相談してください。

相談支援専門員が、利用目的や必要時間数についての聞き取りを行います。

(イ) 申請

福祉課窓口又は相談支援事業所にて、申請書及び調査票の必要事項を記入、提出します。

イ 現在障害福祉サービスは何も利用しておらず、今回初めて申請をする又は、障害福祉サービスは利用していないが、地域生活支援事業の他の事業（日中一時支援又は地域活動支援センターⅡ型）を利用しており、計画相談は利用していない場合

(ア) 相談

福祉課窓口にて職員に移動支援事業の利用希望について相談してください。

職員が利用目的や必要時間数についての聞き取りを行います。

(イ) 申請

福祉課窓口にて申請書及び調査票（新規の場合には収入申告書も必要）の必要事項を記入、提出します。

※申請書及び調査票については、ホームページで様式を公開していますので、事前に記入してお持ちいただくことも可能です。

(2) 支給決定及びサービス受給者証の交付

支給決定の際、提出いただいた調査票をもとに身体介護「あり」「なし」の区分を決定します。

利用目的等を勘案し、必要時間等について支給決定し、「地域生活支援サービス受給者証」を交付します。

(3) 事業者との契約、サービス利用開始

受給者証が届いたら、三浦市に登録している事業者に「地域生活支援サービス受給者証」を提示し、支給時間の範囲内で事業者と契約を結びます。

(4) サービスの更新

支給期間は原則1年以内（利用者の生まれ月の月末又は生まれ月が偶数の場合は直後の奇数月の月末）です。

支給期間の期限が近づきましたら、市役所から継続のための書類を郵送でお送りします。

継続利用を希望の場合には期限内に必要な書類について提出をお願いいたします。

※相談支援事業所が計画相談を行っている場合には、継続のための書類を相談支援事業所経由でお渡しする場合があります。